

福祉新聞 2010 年（平成 22 年）11 月 1 日

<テーマ別作業チーム始動>

総合福祉部会 障害の範囲など集中協議

障害者総合福祉法（仮称）を検討している政府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（部会長＝佐藤久夫・日本社会事業大教授）は、10月26日の第8回会合から、テーマごとに構成員が手分けして論点の整理・検討を行う「部会作業チーム」を始動した。12月までを第1期として、「障害の範囲」、「選択と決定・相談支援プロセス」の担当など6チームが出来た。来年1～3月の第2期は「利用者負担」など別テーマのチームを作る。論点ごとに集中的に協議した後、新法の骨格を整理し来年8月ごろ提言する。

総合福祉法の制定に関して厚生労働省は、2013年8月までに施行するため2012年の通常国会に法案を提出する予定。これを目指し総合福祉部会は来年の夏をめどに新法の骨格をまとめたい考えだ。

今回始動した六つの部会作業チームは、それぞれ

法の理念・目的

障害の範囲

選択と決定・相談支援プロセス（程度区分）

施策体系～訪問系

施策体系～日中活動、グループホーム・ケアホーム、住まい方支援

施策体系～地域生活支援事業の見直しと自治体の役割

の分野を担当する。同日は担当分野ごとの検討の範囲と内容についても示された。

例えば「障害の範囲」に関しては

障害者権利条約に基づく制度の谷間を生まない障害の定義と対象規定

障害者手帳を持たない人たちを排除しない手続き規定

が論点となる。

また、「選択と決定・相談支援プロセス」の作業チームでは

障害程度区分を廃止し、大まかな障害状況の把握が可能となる物差しへの切り替え

生活上のニーズを重視した新たな支給決定のツール開発

本人中心の計画づくりとていねいな支援

などが論点になる。

施策体系に関しては「訪問系」の作業チームが長時間介護を必要とする障害者の地域生活支援、移動の権利の保障などを、「日中活動、グループホーム・ケアホーム、住まい方支援」の作業チームが日中活動支援の全般的見直し、家賃補助などを検討する。

各作業チームの座長は部会構成員が務め、他の構成員はそれぞれ関心の強いテーマを扱う所に入っている。ただ、作業チームに検討結果を決定する権限はなく、あくまで部会全体での議論を円滑に進めるための論点整理を行う場という位置づけだ。